

個人情報の利用及び提供の制限に関する意見について

(平成 6 年10月 1 日付け北海道知事あて
北海道個人情報保護審査会答申第2-3号)

平成 6 年10月 1 日付け文書第2102号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。
北海道個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づく答申

類	型	利用・提供する理由又は必要性
	専ら学術研究のため当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合で、その学術研究に公益性があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	個人情報を利用し、又は提供を受ける目的に公益性があり、特定の個人が識別できない形で取り扱われる場合であり、個人の権利利益を侵害するおそれがない。
	実施機関内で事務の遂行に必要な限度で利用し、利用することに相当な理由がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	事務の執行に当たり道民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政の迅速性などを図る観点から実施機関内で個人情報の利用・提供を行うときがある。
	国若しくは他の地方公共団体又は道の他の機関に提供する場合で、事務の遂行に必要な限度で使用し、使用することに相当な理由がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。	個人情報を使用する公益上の必要性が強く、行政運営の効率化を図る必要がある。
	報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて提供する場合。 ただし、社会的関心が高い等一般道民に知らせる公益上の必要性がある場合に限る。	対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ等を判断して、公表することが公益上の必要性があり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、報道機関に発表する必要性がある。